平成16年度暴露量調査対象物質の用途、生産量及び規制・基準等

物質 番号	調査媒体	区分	物質名	用途	生産量		規制・基準等
1	水質		<i>N,N' -</i> ジメチルド デシルアミン= <i>N</i> = オキシド	有機化学製品(洗剤(シャンプー、 台所洗剤等))、添加剤(繊維、油 等)、界面活性剤		PRTR 航空 船舶 海防 港則	第1種指定化学物質 第1腐食性物質 第1腐食性物質 有害液体物質 腐食性物質
2	水質、大気		ヘキサン	食用油脂抽出溶剤、接着剤溶剤、塗料、インキ等の各種溶剤、洗浄剤	平成11年度 70,000kL、OECD報告 生産量10,000t以上	消防 海防 バーゼル 航空	第2種有機溶剤 第1石油類非水溶性液体 第1有害液体物質 廃棄物 第1引火性液体
3			ペルフルオロオク タンスルホン酸	コーティング剤、界面活性剤、難燃 剤等の合成原料、床磨き剤中の乳化 剤、金属メッキ槽のミスト抑制剤		化審 航空 船舶 港則	第2種監視化学物質 第1腐食性物質 第1腐食性物質 危険物・腐食性物質
4	水質、食 事		ペルフルオロオク タン酸	フッ素樹脂製造時の必須加工補助 剤、消火剤、化粧品、グリース、潤 滑剤、塗料、ワックス、接着剤への 添加、除草剤、殺虫剤の乳化剤	不詳	化審	第2種監視化学物質
5					輸入:平成13年度 4t、平成14年度0t	無し	

(注)「区分」で「初」は新規に調査を行った物質。 媒体の併記があるものは他媒体で過去に調査を行ったことのある物質。 無印は平成16年度の調査媒体について過去に調査を行ったことのある物質。

各調査結果の評価における【参考】の規制・基準の法律名は[]内の略名を使用している。

外国為替及び外国貿易法:[外為] 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律:[海防] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律:[化審]

航空法:[航空]港則法:[港則]消防法:[消防]

船舶安全法: [船舶] 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律: [PRTR] 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律: [パーゼル]

労働安全衛生法:[安全衛生]